犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する修正案骨子

1　弁論としての意見陳述からの求刑の除外

証拠調べが終わった後における被害者参加人又はその委託を受けた弁護士による弁論としての意見陳述から、求刑を除外するものとすること。

2　裁判員裁判の対象事件に係る被害者参加制度の実施の延期

裁判員裁判の対象事件については、公布の日から起算して３年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、被害者参加制度の対象事件としないものとすること。